

収藏文書紹介30

宮原功家文書

宮原家は江戸時代を通じ、足利郡駒場・多田木両村の領主でした。現存する史料は七五点ですが、ほとんどが私的なもので、村政に関する、いわゆる地方史料はありません。

宮原家は古河公方足利高基の子晴直を祖とします。孫義照が上総国宮原（千葉県市原市宮原）に住していいた天正一八年（一五九〇）、徳川家康に召し出され、「下野国足利は由緒の地たり」ということで一一四〇石を賜り、前記の両村が充てがわれたのです。義照一四歳の時でした。

宣任侍從

従五位下源氏義

元禄四年九月廿日

上卿 油小路中納言

写真1 口宣案（8）



写真1 口宣案（8）

元禄一四年（一七〇一）九月二一日、六代目当主氏義は従五位下侍従に叙任、長門守を名乗ります（写真1）。次いで宝永六年（一七〇九）一一月従四位下に昇ります。このようには高家は万石以下でありながら、官位は大名に準じて高かったのです。

高家としての宮原家当主は、代々蹴鞠（けまり）を習得します。その初めが氏義で、官位を賜った日と同じ元禄一四年九月二一日、蹴鞠宗家の飛鳥井雅豊から門弟として紫組冠懸を許されています（写真2）。このほか、義直が文政一一年（一八二八）、義以が安政二年（一八五五）同様に免許を受けています。

江戸時代、蹴鞠は天皇即位や将軍の代替わりに際しての勅使下向、また奉幣を終えた日光例幣使が江戸に着くと、城内ではしばしば催されました。その都度宮原家当主も、有職として披露したことでしょう。

その反面、高家としての格式を維

持するため、公家に対する付け届けも怠ることはできません。安政七年（一八六〇）の史料によると、太刀・馬代として銀一枚、樽代その他として計一三〇疋のお金が、坊城中納言・広橋大納言を通じ、やんごとなきあたりへ渡されたことが分かります（写真3）。

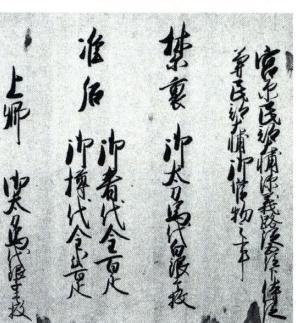


写真3 宮原民部大輔御官物之事（部分・27）

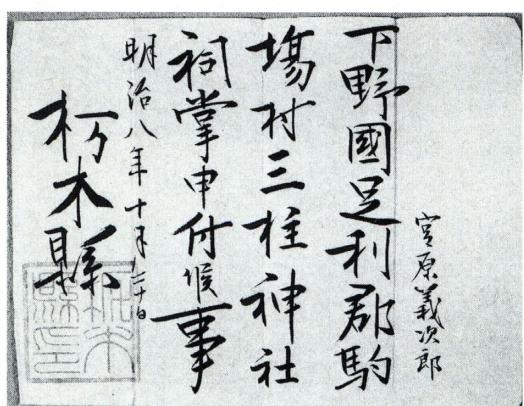


写真4 辞令（48）

維新後、一家は東京府下東森下町（東京都江東区森下二丁目・高橋一丁目）から駒場村に移住します。明治八年（一八七五）二月二〇日でした。同年一〇月、一一代義路（のち義次郎）は同村三柱神社の祠掌を拝命（写真4）、一三年六月には多田木村三柱神社も兼帶し、現在に至っています。